

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：平成30年（2018年）8月29日（諮問第25号）

答申日：平成31年（2019年）2月19日（答申第19号）

事案名：教育委員会議事録の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「平成〇〇年度第〇回教育委員会（〇月定例会）議事録のうち、請求者本人の懲戒処分に関する部分」に記載された情報について、平成30年（2018年）1月4日に行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成29年（2017年）12月21日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「〇〇〇〇の懲戒免職処分の県教育委員会会議の議事録」という内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年（2018年）1月4日、実施機関は、「平成〇〇年度第〇回教育委員会（〇月定例会）議事録のうち、請求者本人の懲戒処分に関する部分」（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報を、本件開示請求に対する対象情報（以下「本件対象情報」）として特定し、そのうち、次の情報について、条例第16条第3号、第7号又は第8号の規定に該当することを理由として不開示とし、その他の部分を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
 - （1）開示請求者以外の個人に関する情報
 - （2）発言者の職氏名及び発言内容等（定型的な議事進行、本人の処分内容及び指導改善研修の対象基準に関する部分を除く。）
- 3 平成30年（2018年）3月27日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定に基づき、熊本県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成30年（2018年）8月29日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象情報は、熊本県教育委員会が審査請求人の懲戒処分を決定した際の議事録であり、部分開示されたが、懲戒免職相当とした過程及び理由が不明である。懲戒処分にあたっていかなる点が重視されたのか、特に審査請求人の〇〇〇〇に対する考慮や動機としての〇〇〇〇について、どの程度考慮されていたか等を明らかにするために全部開示を求める。

(2) 本件対象情報を全部開示することにより、第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるということだが、第三者のどのような権利が損なわれるのか、明確に示されていない。

条例第16条第3項イにあるように、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要と認められる情報については、開示義務があるのである。審査請求人は懲戒免職という処分により、仕事や家族を失った。そのことで、審査請求人は収入を得ることができず、生命、健康、生活又は財産を脅かされた。これらは、憲法第25条に掲げられている生存権にも関わる問題であり、審査請求人の人権も害されている。

(3) 本件対象情報を開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるということだが、開示することでなぜ、中立性が不当に損なわれるのか、甚だ疑問であり、開示することでどのような支障をきたすのか、明確な内容が示されていない。

また、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるということだが、委員会出席の委員は、発言内容に関して十分な責任を伴っていなければならない。非公開でないと発言できないということは無責任である。もし、どの委員が、どのような内容の発言をしたのかについて明確にされなければ、どのような発言も容認されることになる。

(4) 条例第17条の2の「実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」という規定に基づき、全部開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 開示請求者以外の個人に関する情報

本件対象情報の中に記載された上記の情報については、開示請求者に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものである。

このため、上記の情報は条例第16条第3号に該当すると判断し、不開示とした。

2 発言者の職氏名及び発言内容等（定型的な議事進行、本人の処分内容及び指導改善研修の対象基準に関する部分を除く。）

(1) 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により原則公開するものであるが、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」こととされている。

本件対象情報は、教育委員会の議決により、会議を公開しないこととされた事件に関するものであり、議事録も原則公開していない部分である。これは、人事に関する事件のため、個人情報の保護並びに教育委員会の会議における率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保する観点から行っているものである。

会議が非公開とされた人事に関する事件の議事録が開示され、具体的な審議に係る発言内容及びその発言者の職氏名が公になると、教育委員及び事務局の発言者は外部の利害関係者から自らに対して何らかの働きかけが行われたり、自らの発言の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧したりして、事後の開示を勘案して発言することとなり、その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである。

このため、上記の情報は条例第16条第7号に該当すると判断し、不開示とした。

(2) 本件対象情報は、教育委員会の会議における教職員の懲戒処分に関する審議内容であり、発言者の職氏名及び発言内容等が記録されているものである。それらが公になると、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである。

また、懲戒処分の詳細な量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になると、当事者や関係者に誤解や予断を与え、混乱を生じることが予想され、ひいては人事行政の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが否定できない。

このため、上記の情報は条例第16条第8号エに該当すると判断し、不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象情報について

本件対象情報は、県教育委員会定例会の議事録の一部であり、審査請求人の懲戒処分に係る議案について、非公開で審議した内容に関するものである。

当該情報の構成は、以下のとおりである。

- (1) 議案名
- (2) ページ番号
- (3) 発言者の職氏名及び発言内容

諮問実施機関は、このうち(1)及び(2)並びに(3)のうち定型的な議事進行、本人の処分内容及び指導改善研修の対象基準に関する発言部分を開示し、その他の部分(以下「本件不開示部分」という。)を不開示としている。

2 本件処分の妥当性について

本件不開示部分については、諮問実施機関が条例第16条第8号に該当すると主張していることから、同号該当性について検討する。

(1) 条例第16条第8号は、不開示情報として次のとおり規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～ウ (略)

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ (略)

(2) 同号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。また、同号アからオまでは、各機関共通に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。

このうち、同号エは、人事管理に係る事務について規定したものである。人事管理(職員の採用、退職、異動、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務は、各機関の組織としての維持の観点から行われ、各機関は一定の範囲で当該事務に係る自律性を有しており、当該事務の適正な遂行を確保する必要がある。そのため、開示することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示となる。

(3) 本件対象情報は、懲戒処分に関する審議の内容であることから「人事管理に係る事務」に関する情報であることは明らかである。当審査会において、本件行政文書

を見分したところ、本件不開示部分は、諮問実施機関が主張するように、懲戒処分における量定判断の過程に係る情報であり、当該情報が公になると、当事者や関係者に誤解や予断を与え、混乱を生ずることが予想されるものと認められる。

また、当該情報を開示した場合、発言者となる可能性のある者が少数であり、当該会議の出席者が公表されていることから、教育委員及び事務局の発言者は、自らの発言の責任が問われることを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧したりして発言することとなり、その結果、人事案件に係る審議の適正な実施に支障が生じるおそれがある。

したがって、当該情報については、開示することにより、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報と認められるため、条例第16条第8号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 諮問実施機関は、本件不開示部分には条例第16条第3号及び第7号に該当する情報が含まれているとも主張している。

しかし、既に述べたとおり、本件不開示部分は、その全てが同条8号に該当することから、同条第3号及び第7号の該当性については判断するまでもなく不開示が妥当である。

- (5) なお、審査請求人は、条例第17条の2の規定に基づき、本件不開示部分を全部開示すべきであると主張している。

当該規定は、開示請求に係る個人情報に条例第16条各号(同条第1号を除く。)に規定する不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関はその高度な行政的判断により、当該不開示情報を裁量的に開示できることを定めたものである。

本件不開示部分については、これを開示することで個人の権利利益を保護する特段の必要性があるとは言えず、条例第17条の2に基づく裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。したがって、審査請求人の上記の主張は、審査会の判断に影響しない。

3 結論

以上の理由で、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県個人情報保護審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		澤田	道夫
委	員	詫間	幸江
委	員	谷口	美樹
委	員	徳永	達哉

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年(2018年)8月29日	・ 諮問(第25号)
平成30年(2018年)10月30日	・ 審議
平成30年(2018年)12月21日	・ 審査請求人の口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取、審議
平成31年(2019年)1月29日	・ 審議